

# ふたば保育園運営規程

## (施設の名称等)

第1条 社会福祉法人いしずえ福祉会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ふたば保育園

(2) 所在地 鹿児島県鹿屋市串良町下小原4860番地2

## (施設の目的)

第2条 ふたば保育園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

## (提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

- (1) 特定教育・保育
- (2) 食事の提供
- (3) 延長保育事業
- (4) 一時預かり事業
- (5) その他保育に係る行事等

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 園長 1人(常勤専従)

園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 主任保育士 1人(常勤専従)

主任保育士は、園長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

- (3) 保育士 10人以上

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

- (4) 保育補助者 3人以上(非常勤)

保育補助者は、保育士の職務を助ける。

- (5) 事務職員 1人(常勤専従)

事務職員は、当園の事務を行う。

- (6) 調理員 2人(常勤)

調理員は、園児の発達段階に応じた献立を作成し、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

- (7) 学童及び調理補助 1人(常勤)

学童保育及び調理の補助を行う。

- (8) 運転手 1人

入所児童の朝、夕の送迎等のバスの運転

- (9) 園の嘱託医 2人

園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健診、定期歯科検診、職員及び保護者へ

の相談・指導を行う。

2 第1項の職員の他に必要な職員を置く事がある。

#### (特定教育・保育を提供する日)

第6条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 年始休日（1月2日及び1月3日）

(3) 年末休日（12月29日から12月31日）

(4) 年度末（2日間程度）

3 当園は、第2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、第2項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

#### (特定教育・保育の提供を行う時間等)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時10分から午後6時10分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前9時から午後5時の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から土曜日 午前7時10分から午後6時10分。

3 当園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

#### (利用者負担その他の費用等)

第8条 当園においては、特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担につ

いては、(別表 1) に定める額を徴収する。

2 当園は、延長保育並びに一時預かり保育の利用に係る費用については、別表 2 に掲げる費用を徴収する。

3 当園は、第 1 項の費用に関しては口座振替を行う場合がある。

4 当園が、口座振替を行う場合、領収書を発行しないものとし、保護者より支払いの確認を要する場合、保護者口座の取引履歴によって確認するものとする。

ただし、銀行の手続きの完了するまでは、現金徴収とする。

### (利用定員)

第 9 条 利用定員は次のとおりとする。

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
2 号認定				9 人	1 5 人	1 4 人	6 0 人
3 号認定	3 人	1 0 人	9 人				

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第 1 0 条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じるものとする。

2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第 1 9 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

### (緊急時等における対応方法)

第 1 1 条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

### **(非常災害対策)**

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

### **(虐待の防止のための措置)**

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

### **(秘密保持及び個人情報の使用)**

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、利用子どもの個人情報について、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

### **(苦情解決)**

第15条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

### **(園児欠席の連絡)**

第16条 利用子どもが疾病その他の理由で開園期間中に欠席する場合は、保護者は速やかにその旨を当園へ連絡しなければならない。

### (書類の提出)

第17条 保護者は必要に応じ、次の書類を提出しなければならない。

- |   |         |          |             |
|---|---------|----------|-------------|
| ① | 利用契約書   | 提出時期…入園時 | 内容変更時       |
| ② | 重要事項同意書 | 提出時期…入園時 | 年度更新時 内容変更時 |
| ③ | 児童票     | 提出時期…入園時 | 年度更新時 内容変更時 |
| ④ | 喫食状況調査表 | 提出時期…入園時 | 年度更新時       |

### (事故の責任)

第18条 当園は、利用子どもの事故に対する責任は、利用子どもが正当な理由による登園のため保育園の門を入ってから、正当な理由による降園のため保育園の門を出るまでの間におよぶものとする。

ただし保育園の行事としての遠足等による外出は利用子どもが当園内にいるものとみなす。

### 附則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 1年10月 1日から施行する。

別表 1 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金 額
2号認定子どもに係る 副食費	食事の提供に要する費用を徴収	月額 4,500円 日額 180円

別表 2

取り扱う保育事業	金 額
延長保育	保育標準時間 (18:10~18:40) 1日 100円
	保育短時間 (7:10~9:00) 1回 100円
	(5:00~18:40)
一時預かり	4時間 1,000円
	1時間増すごとに 200円
	給食 200円
	おやつ 50円